

## 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務の運営、事業報告書、財務諸表及び決算報告書の監査を行い、作成した。

#### 1. 監査計画の策定等

令和4年度の監査計画及び独立行政法人情報処理推進機構監事及び監事監査に関する規程に基づき、理事長、理事、内部監査部、総務部、財務部、戦略企画部、デジタル戦略推進部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。その際、IPA経営改革（デジタルトランスフォーメーション：DX）の推進の進捗状況把握、内部統制システムの整備及び運用の状況、各事業における業務上のリスク把握状況等を重点監査項目とした。

#### 2. 職務の執行状況調査

役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、機構の業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

#### 3. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

#### 4. 会計監査人の適正性等の調査

令和4事業年度に係る財務諸表等及び事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

## II 監査の結果

### 1. 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、関係諸法令及び機構業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第4期中期計画及び令和4年度年度計画に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。また、年度計画に定める目標に対する自己評価は妥当なものと認められる。

令和4年度においては、特に次のように業務が実施されていることを確認した。

- ① 情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数は、令和4年度実績263社（達成度134%）であり、サイバー攻撃の早期発見・被害低減に貢献した。  
また、3大都市圏を除く36道県にて「SECURITY ACTION制度」に参加する中小企業数について110、343社（目標値比113%）を達成した。  
その他、セキュリティの観点から企業などの経営層と現場担当者を繋ぐ人材（中核人材）を対象とした人材育成プログラムの修了者による企業や産業における企画・提案等の取組の実施数は、令和4年度実績951件（達成度226%）であり、組織内のセキュリティレベル向上に資する人材育成や啓発活動に貢献している。
- ② 未踏関係事業の修了生による新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数は、令和4年度実績29件（達成度132%）であり、新たな社会価値創出を支援している。  
セキュリティ・キャンプの修了生によるイベント講師等の実績数（キャンプ講師、チューター含む。）は、令和4年度実績70名（達成度123%）であり、ベテラン講師が全国大会の修了生講師をフォローする仕組みを形成し、講師への登用を促進している。
- ③ ICTに関する指針やガイドラインの普及件数は、令和4年度実績1,256,995件（達成度101.6%）であり、DX推進に必要な考え方、ITシステム構築における要件、技術要素等の理解を目的とした手引書の発信に加え、DXの素養・専門性を持った人材の不足や、企業における変革への受容性を高める事が不可欠であるといった、DXの加速化における人材の重要性を踏まえ、個人の学習や企業の人材確保・育成の指針を策定、発信している。
- ④ その他業務運営に関する重要事項について、これまでIPA事業に深く関わってこなかった人々を訴求対象とし、より広い層にアピールするわかりやすく魅力的なコンテンツ制作を続け、広報誌、メールマガジン、SNSなど各チャネルの特性を活かした発信により新規のファンを増やしていく、機構の情報を継続的に受け取る登録者数は、令和4年度実績47,681人（達成度397%）となった。

## 2. 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

令和4年度における内部統制の改善に係る主な取組みは次のとおりと認識。

- ・機微な案件などについてより議論を深めることを目的として、リスク管理委員会・内部統制委員会の実施方法の変更を実施。内部統制・リスク管理の枠組みの運用におけるモニタリングを強化。
- ・バックオフィス業務を中心とした事業運営基盤改革の推進。
- ・機構のデジタル経営に関する課題把握と戦略立案を目的としたプロジェクト（MIRAIプロジェクト）を実施。決裁基準等の業務プロセスの見直しやMVVの深化等の施策を推進。
- ・ITガバナンス、財務にかかる内部統制（調達、契約プロセス、システムの更改等）などの整備。

令和5年度においては、リスク管理委員会・内部統制委員会の審議体制変更について効果を検証し、リスク管理・内部統制のPDCAを確実に回していくことが肝要である。また、人員体制の強化・拡充については、中長期視点での要員配置・育成計画を充実させて引き続き課題解決を図る。DX推進指標の自己評価向上の取組み・機構内の各種プロジェクト等で提案された各種施策の実施については、優先順位付け・投資対効果を評価するなど、適切にPDCAを回していくことが重要である。

## 3. 機構の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

## 4. 財務諸表等についての意見

- (1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、機構の財政状態、運営状況、行政コスト及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、機構の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 財務諸表等に係る会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

## 5. 事業報告書についての意見

令和4年度事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

## 6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

### III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革推進本部等からの要請（給与水準の適正化、機構の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費支出など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

#### （1）給与水準の状況について

国家公務員との比較では、令和4年度の対国家公務員ラスパイレス指数は113.2である。

ラスパイレス指数が国家公務員よりも高い理由として、機構職員の勤務地が全て1級地（東京都特別区）であること、また機構職員の資質として高度な情報処理技術に関する専門性が求められるため、比較的学歴が高い者が職員構成の多くを占めていることが挙げられる。

しかし、地域・学歴を勘案した場合、対国家公務員ラスパイレス指数は98.2（令和4年度、総務省集計結果）となっており、職員の勤務地域、学歴を勘案した場合、機構職員の給与水準は国家公務員よりも低く適切なものと認める。

職員の給与は、機構ウェブサイトにおいて、総務大臣が定める様式により公開するとともに、対国家公務員ラスパイレス指数についても説明されており、適切に開示されているものと認める。

#### （2）理事長の報酬水準について

理事長の月例支給額は役員報酬規程に定められており、月例支給額以外の業績給は主務大臣における評価結果に適切に対応している。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、理事長の報酬は国家公務員指定職俸給表6号俸（外局長官クラス）相当であり、理事長の役割、職責の重要度や求められる能力等に鑑みると報酬水準は妥当なものと認める。

理事長及び他の役員の報酬については、役員の報酬水準の妥当性に対する機構の検証結果を機構ウェブサイトにおいて、総務大臣が定める様式により公開しており、適切に開示されているものと認める。

#### （3）契約の適正化について

機構では、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）の要請を受け「令和4年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画」を策定し調達等合理化の取組みを推進している。

この取組みについて、外部委員2名、監事2名の4名で構成される契約監視委員会を令和4年6月1日から6月15日、令和4年6月29日、令和4年12月16日に開催し、競争性確保の観点から、随意契約の状況、一者応札・一者応募の状況を中心に点検を実施し、適切な状況であることを確認した。

機構においては、契約監視委員会の意見・指摘事項等を踏まえ、また、調達等合理化計画に基づき、役員の契約の適正化に対する高い課題認識の下、随意契約や一者応札・一者応募の低減に向けた取組みを推進し、契約の更なる適正化を図っていることを認める。

#### （4）保有資産の見直しについて

該当保有資産なし。

#### (5) 機構の情報開示について

機構に関する情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易するため、機構のウェブサイトに、①独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、②独立行政法人通則法に基づく公表事項、③その他法令、ガイドライン等に基づく公表事項に区分し、必要となる情報を適時適切に開示していることを認める。

#### (6) 公益法人等への会費支出について

行政改革実行本部通達（平成24年3月23日付け）にて平成24年度より、公益法人等に対する会費の見直し、四半期毎の公表、及び監事による精査が義務づけられたことから、令和4年度は、1つの公益法人等に対して会費支出を行っているが、従前より真に必要なものに限定されており、必然性も明確であることを認める。なお、当該会費は公表対象（年10万円未満のものを除く。）であり、四半期ごとに支出先、名目・趣旨金額等の事項を機構のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

令和5年6月26日  
独立行政法人情報処理推進機構

監 事 竹田 進亮

監事（非常勤） 宮地 充子